

## トラックでの荷役作業時における 安全対策が強化されます

### (1) 管内の労働災害発生状況

令和5年12月末現在における銚子監督署管内（銚子市、旭市、匝瑳市、東庄町）の令和5年の休業4日以上労働災害の発生状況（新型コロナウイルス感染を除く。）は、168件と前年同期比+7件（+4.3%）の状況となっております。中でも、転倒災害が増加傾向（前年同期比+18件）にあり、食料品製造業、小売業などにおいて増加しています。

第14次労働災害防止計画では、「死傷災害について、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転じさせること」を目標としております。

事業場の皆様におかれましては、引き続き、労働災害の防止に向けた取組を積極的に進めていただきますようお願いいたします。

〔転倒災害防止等のパンフレット（厚生労働省HP）〕



### (2) トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。

労働安全衛生規則が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されております。

パンフレットはこちら  
厚生労働省ホームページ



その他、陸上貨物運送事業における労働災害を防止するため、以下のガイドラインを公表しております。

#### 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するため、荷役作業場所における安全の確保等、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したものです。



#### 「交通労働災害防止のためのガイドライン」

交通労働災害の防止を図るための指針として、安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項等を示したものです。



### トラックでの荷役作業時における 安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

#### 改正のあらまし

- 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます**  
これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。
- テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます**  
テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別教育を行うことが必要になります。
- 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます**  
運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逃走防止措置は引き続き必要です。

### (3) 36協定の届出様式が変わります！(建設業、自動車運転、医師関係)

「**工作物の建設の事業**」、「**自動車運転の業務**」、「**医業に従事する医師**」等の事業・業務(以下、「適用猶予事業・業務」と言います。)については、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていましたが、**2024年(令和6年)4月**から適用猶予事業・業務にも一部特例つきで上限規制が適用されます(詳細は以下の厚生労働省HPをご確認ください)。それに伴い、**36協定の届出様式も変更**されておりますので、届出にあたりご注意ください。

(時間外労働の上限規制と適用猶予事業・業務について)  
・パンフレット(36協定例もあります)



建設業



医師



自動車運転

(タクシー)



(トラック)



(バス)



### (36協定届新様式)

新様式(Word版)は、こちら( )でダウンロードできます。



ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 主要様式ダウンロードコーナー (労働基準法等関係主要様式)  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/roudoukijunkankei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudoukijunkankei.html))

### (4) 特定最低賃金が改正になりました

最低賃金には、「地域別最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」の2種類があります。事業場の産業が「特定(産業別)最低賃金」の対象である場合は、「特定(産業別)最低賃金額」が適用されます。

ただし、「地域別最低賃金額」が「特定(産業別)最低賃金額」を上回る場合は、「地域別最低賃金額」が適用されます

なお、中小企業・小規模事業者を支援する業務改善助成金があります。生産性を向上させ、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図る事業者に支給されます。

(照会先:業務改善助成金コールセンター 電話:0120-366-440)

### 千葉県の最低賃金が改定されました。

(特定最低賃金が12月25日から改定されます)



最低賃金改正、各種支援策に関するリーフレットは、こちらです。

